

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	相模原市 国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されている。</p> <p>市町村については、法定受託事務及び協力連携事務として、次の事務を行う。(国民年金法第12条1～4項、第108条、国民年金法施行令第1条の2、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第11条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条、第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条、第16条、第17条)</p> <p>①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認            ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認            ③付加保険料納付に係る申出の受理、確認            ④氏名・住所等の変更に係る届出の受理、確認            ⑤基礎年金番号通知書再交付申請の受理、確認            ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認            ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認            ⑧国民年金保険料の産前産後免除の受理、確認            ⑨老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等の受理、確認            ⑩未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理、確認            ⑪特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認            ⑫年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認            ⑬年金生活者支援給付金受給資格者に係る所得情報の提供</p> <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付している。</p>
③システムの名称	国民年金システム、庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)及び別表の46項、116項、128項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、59条及び68条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 市長公室 DX推進課 緑区役所(区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター) 中央区役所(区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター) 南区役所(区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター)
②所属長の役職名	国保年金課長 DX推進課長 緑区役所(区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長) 中央区役所(区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長) 南区役所(区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長)
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[        十分である        ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[    ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[        十分である        ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>住基ネット照会等によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>申請者からマイナンバーが得られない場合は、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所のうち4情報以上による照会を原則としている。</p> <p>複数人での最終確認を行っている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	大沢まちづくりセンター 所長 海野 肇、津久井まちづくりセンター 所長 鈴木 克己、青野原出張所 所長 大熊 哲郎、上溝まちづくりセンター 所長 佐藤 憲一、大野北まちづくりセンター 所長 大島 直人、大野中まちづくりセンター 所長 田中 正信、新磯まちづくりセンター 所長 新井 国師、相武台まちづくりセンター 所長 村田 典久	大沢まちづくりセンター 所長 網本 佳代、津久井まちづくりセンター 所長 畑 秀雄、青野原出張所 所長 坂本 英治、上溝まちづくりセンター 所長 斉藤 規之、大野北まちづくりセンター 所長 木村 達也、大野中まちづくりセンター 所長 小宮 豊、新磯まちづくりセンター 所長 大貫 勝、相武台まちづくりセンター 所長 角田 小百合	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更にあたらぬ
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	情報政策課長 井上 隆、城山まちづくりセンター 所長 水野 克己、串川出張所 所長 佐藤 尚、鳥屋出張所 所長 山崎 哲男、青根出張所 所長 杉本 恵司、相模湖まちづくりセンター 所長 甘利 雅弘、麻溝まちづくりセンター 所長 光岡 淳	情報政策課長 二瓶 行、城山まちづくりセンター 所長 岩部 正志、串川出張所 所長 井上和明、鳥屋出張所 所長 長田 孝宏、青根出張所 所長 井上 尚、相模湖まちづくりセンター 所長 田倉 五己、麻溝まちづくりセンター 所長 今井 博之	事後	重要な変更にあたらぬ(人事異動による変更)
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正のため)
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正のため)
令和1年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されている。</p> <p>市町村については、法定受託事務として、次の事務を行う。(国民年金法第12条1～4項、国民年金法施行令第1条の2、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第11条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条、第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条、第16条、第17条)</p> <p>① 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認 ② 任意加入、特例による任意加入に係る届出の受理、確認 ③ 付加保険料納付に係る届出の受理、確認 ④ 氏名・住所等の変更に係る届出の受理、確認 ⑤ 年金手帳再交付申請の受理、確認 ⑥ 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦ 国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧ 国民年金保険料の産前産後免除の受理、確認 ⑨ 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等の受理、確認 ⑩ 未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理、確認 ⑪ 特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認</p> <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付している。</p>	<p>国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されている。</p> <p>市町村については、法定受託事務として、次の事務を行う。(国民年金法第12条1～4項、国民年金法施行令第1条の2、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第11条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条、第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条、第16条、第17条)</p> <p>① 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認 ② 任意加入、特例による任意加入に係る届出の受理、確認 ③ 付加保険料納付に係る届出の受理、確認 ④ 氏名・住所等の変更に係る届出の受理、確認 ⑤ 年金手帳再交付申請の受理、確認 ⑥ 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦ 国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧ 国民年金保険料の産前産後免除の受理、確認 ⑨ 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等の受理、確認 ⑩ 未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理、確認 ⑪ 特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認 ⑫ 年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認 ⑬ 年金生活者支援給付金受給資格者に係る所得情報の提供 ※受理した情報は、日本年金機構へ送付している。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正のため)
令和1年6月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	国民年金課長 石川 久美 情報政策課長 二瓶 行 緑区役所(区民課長 笹野 清美、大沢まちづくりセンター 所長 網本 佳代、城山まちづくりセンター 所長 岩部 正志、津久井まちづくりセンター 所長 畑 秀雄、串川出張所 所長 井上和明、鳥屋出張所 所長 長田 孝宏、青野原出張所 所長 坂本 英治、青根出張所 所長 井上 尚、相模湖まちづくりセンター 所長 田倉 五己、藤野まちづくりセンター 所長 佐藤 尚史) 中央区役所(区民課長 田野倉 和美、大野北まちづくりセンター 所長 木村 達也、田名まちづくりセンター 所長 長田 浩、上溝まちづくりセンター 所長 斉藤 規之) 南区役所(区民課 宮澤 容子、大野中まちづくりセンター 所長 小宮 豊、麻溝まちづくりセンター 所長 今井 博之、新磯まちづくりセンター 所長 大貫 勝、相模台まちづくりセンター 所長 長田 浩美、相武台まちづくりセンター 所長 角田 小百合、東林まちづくりセンター 所長 菊地原 真)	国民年金課長 情報政策課長 緑区役所(区民課長、大沢まちづくりセンター 所長、城山まちづくりセンター 所長、津久井まちづくりセンター 所長、串川出張所 所長、鳥屋出張所 所長、青野原出張所 所長、相模湖まちづくりセンター 所長、藤野まちづくりセンター 所長) 中央区役所(区民課長、大野北まちづくりセンター 所長、田名まちづくりセンター 所長、上溝まちづくりセンター 所長) 南区役所(区民課長、大野中まちづくりセンター 所長、麻溝まちづくりセンター 所長、新磯まちづくりセンター 所長、相模台まちづくりセンター 所長、相武台まちづくりセンター 所長、東林まちづくりセンター 所長)	事後	重要な変更にあたらぬ(様式変更のため)
令和1年6月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正のため)
令和1年6月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正のため)
令和1年6月13日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更にあたらぬ(様式変更のため)
令和1年6月13日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)		十分である	事後	重要な変更にあたらぬ(様式変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か		十分である	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か		十分である	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		十分である	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 8.監査 実施の有無		自己点検、内部監査	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和1年6月13日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康福祉局 保険高齢部 国民年金課 企画財政局 企画部 情報政策課	健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 国保 年金課 総務局 情報政策課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更の ため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	国民年金課長 情報政策課長	保険企画課長 国保年金課長 情報政策課長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更の ため)
令和2年7月3日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	相模原市 健康福祉局 保険高齢部 国民年 金課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8228	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企 画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更の ため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和4年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	総務局 情報政策課	市長公室 DX推進課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更の ため)
令和4年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	情報政策課長	DX推進課長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更の ため)
令和4年3月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和4年3月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和5年2月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	市町村については、法定受託事務として、次の 事務を行う。	市町村については、法定受託事務及び協力連 携事務として、次の事務を行う。	事後	重要な変更当たらない (表現の軽微な変更)
令和5年2月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	国民年金法第12条1~4項	国民年金法第12条1~4項、第108条	事後	重要な変更当たらない (根拠法令の追加)
令和5年2月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	⑤年金手帳再交付申請の受理、確認	⑤基礎年金番号通知書再交付申請の受理、 確認	事後	重要な変更当たらない (文言修正)
令和5年2月17日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和5年2月17日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
	評価書全般	保険企画課	国保年金課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	被保険者台帳台帳ファイル	被保険者台帳情報ファイル	事後	重要な変更当たらない (他の記載に合わせ文言を修正)
	評価書全般	共通基盤システム	庁内連携システム	事前	重要な変更 (庁内システムの変更)
	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(追加)	住基ネット照会等によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 申請者からマイナンバーが得られない場合は、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所のうち4情報以上による照会を原則としている。 複数人での最終確認を行っている。	事後	重要な変更当たらない (様式変更のため)
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)及び別表第1	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)及び別表の46項、116項、128項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、59条及び68条の2	事後	重要な変更当たらない (文言修正)